



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1531 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 1532 " (")
- 1533 " (")
- 1534 " (")
- 1535 " (")
- 1536 " (")
- 1537 " (")
- 1538 " (")
- 1539 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 1540 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1541 " (")
- 1542 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1543 " (")
- 1544 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 1545 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)
- 1546 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
- 1547 " (")
- 1548 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1549 " (")
- 1550 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 1551 " (")
- 1552 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 1553 花園村上流部土地改良区の解散 (農業農村整備課)
- 1554 清算法人花園村上流部土地改良区の清算人の就任 (")
- 1555 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 1556 養鶏振興法によるふ化業者の登録 (畜産課)
- 1557 保安林予定森林 (森林整備課)

- 1558 " (")
- 1559 特定第1号漁業者の同意 (水産振興課)
- 1560 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)
- 1561 " (")
- 1562 平成20年度和歌山県学習情報提供システム機器等の借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)
- 公告
入札公告 (教育委員会)
- 監査公表
監査公表第37号
監査公表第38号

告 示

和歌山県告示第1531号

和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成20年8月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年12月1日

和歌山県告示第1532号

和歌山県海草郡紀美野町南畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町

<p>2 調査を行った時期 平成19年4月27日から平成20年8月27日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県海草郡紀美野町南畑の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県海草郡紀美野町南畑の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年12月1日</p>	<p>和歌山県岩出市溝川における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年12月12日</p> <p>和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
<p>和歌山県告示第1533号</p> <p>和歌山県岩出市金池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年12月12日</p> <p>和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>	<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県岩出市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年10月4日から平成20年10月1日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県岩出市溝川の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県岩出市溝川</p> <p>5 認証年月日 平成20年12月1日</p>
<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県岩出市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年10月4日から平成20年10月1日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県岩出市金池の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県岩出市金池の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年12月1日</p>	<p>和歌山県告示1536号</p> <p>和歌山県橋本市恋野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年12月12日</p> <p>和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
<p>和歌山県告示第1534号</p> <p>和歌山県岩出市今中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年12月12日</p> <p>和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>	<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県橋本市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年5月9日から平成20年8月20日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県橋本市恋野の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県橋本市恋野の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年12月1日</p>
<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県岩出市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年10月4日から平成20年10月1日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県岩出市今中の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県岩出市今中の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年12月1日</p>	<p>和歌山県告示第1537号</p> <p>和歌山県有田郡有田川町大字大谷・井口の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年12月12日</p> <p>和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
<p>和歌山県告示第1535号</p>	<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県有田郡有田川町</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年5月1日から平成20年10月20日まで</p> <p>3 成果の名称</p>

和歌山県有田郡有田川町大字大谷・井口の各一部地区の
地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字大谷・井口の各一部地区

5 認証年月日

平成20年12月1日

和歌山県告示第1538号

和歌山県有田郡有田川町大字船坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成18年5月1日から平成20年10月20日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字船坂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字船坂の一部地区

5 認証年月日

平成20年12月1日

和歌山県告示第1539号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年2月1日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年12月1日

2 名称

特定非営利活動法人和歌の浦万葉薪能の会

3 代表者の氏名

松本敬子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市新和歌浦2番2号

5 定款に記載された目的

本会は、市民に対し「薪能」の上演を中心に、芸術・文化の普及および振興をはかると共に、社会教育の推進や環

境の保全、健全なまちづくりや地域おこし等公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医 40-52	倉橋医院	海南市黒江542-2	平成 20.10.29

和歌山県告示第1541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医 69-6	医療法人笹屋内科	新宮市緑ヶ丘3-1-1	平成 20.10.31

和歌山県告示第1542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南医 105-20	倉橋医院	海南市黒江542-2	平成 20.11.1

和歌山県告示第1543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新医85-20	医療法人笹屋内科	新宮市谷王子町2-4	平成20.11.1

和歌山県告示第1544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人上富田町社会福祉協議会	西牟婁郡上富田町朝来755番地の1	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会デイサービスセンターくちくまの	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504番地の8	通所介護・介護予防通所介護	平成20.10.1
有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	デイサービスセンターもみじ	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	通所介護・介護予防通所介護	平成20.11.1

和歌山県告示第1545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071400513	有限会社夢	海南市船尾179番地	辰巳直	ヘルパーステーションかがやき	海南市船尾179番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.6.1
3072200755	紀州弁慶フーズ有限公司	田辺市文里1丁目37番23号	中野充代	ありがとうケア	田辺市文里1丁目37番22号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.10.31
3071000230	大谷電気株式会社	橋本市城山台2丁目11-8番地	西隆好	大谷電気株式会社	橋本市城山台2丁目11-8番地	福祉用具貸与	平成20.10.31
3071800126	あい株式会社	岩出市中島17番地の22	堀内弥生	あい介護センター	岩出市吉田309-4	居宅介護支援	平成20.10.31
3071800100	有限会社三毛商店	和歌山市上三毛552番地	三毛昭二	ケアセンター憩いの里船戸	岩出市船戸116番地	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成20.11.1

和歌山県告示第1546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示

する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		

和歌山県知事 仁坂吉伸

風の里ホームヘルプサービス	高陽園ホームヘルプサービス	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.11.1
吉備苑訪問介護	ケアステーション吉備苑	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.11.1
風の里訪問入浴サービス	高陽園訪問入浴サービス	訪問入浴介護	平成20.11.1
風の里デイサービスセンター	第2高陽園デイサービスセンター	通所介護・介護予防通所介護	平成20.11.1
風の里居宅介護支援事業所	高陽園居宅介護支援事業所	居宅介護支援	平成20.11.1

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
有限会社オリープ(居宅介護支援)	和歌山市有家209番地の5	和歌山市桑山162番地の10	平成20.10.17
訪問介護事業所NPOラプリー工房(訪問介護)	東牟婁郡那智勝浦町天満158番地	東牟婁郡那智勝浦町天満217番地	平成20.11.1
居宅介護支援事業所バジル(居宅介護支援)	海南市大野中376	海南市船尾194-20	平成20.11.1
訪問介護ステーションSYK(訪問介護・介護予防訪問介護)	和歌山市中之島1714	和歌山市中之島1716	平成20.11.26

和歌山県告示第1547号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年12月12日

和歌山県告示第1548号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700196	三幸園	紀の川市粉河4168	旧身体障害者通所授産施設	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成20.11.30

和歌山県告示第1549号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700196	三幸園	紀の川市粉河4168	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成20.11.30

和歌山県告示第1550号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011700394	生活介護事業所三幸園	紀の川市粉河4168	生活介護	特定なし	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成20.12.1	平成26.11.30

和歌山県告示第1551号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項

の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011700402	就労支援事業所三幸園	紀の川市粉河4168	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成20.12.1	平成26.11.30

和歌山県告示第1552号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ジョーシン田辺新庄店
田辺市新庄町字田鶴1628-4
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年7月29日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,220㎡
- 駐車場の収容台数
142台
- 駐輪場の収容台数
71台
- 荷さばき施設の面積
32㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
43.2㎡

- 開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
平成20年11月28日
- 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課(田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年12月12日から平成21年4月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1553号

花園村上流部土地改良区は、平成20年12月12日解散したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第3項の規定により公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1554号

清算法人花園村上流部土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した清算人

氏名 住所
福本儀一 伊都郡かつらぎ町大字花園中南247番地

和歌山県告示第1555号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16

条第1項の規定により公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第738号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥菌体肥料	窒素全量7.0 りん酸全量3.5	公定規格のとおり	株式会社駿河屋 和歌山県和歌山市駿河町12番地	平成 23.11.26

和歌山県告示第1556号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
第1号	平成 20.12.4	株式会社森鷗卵場 和歌山支店 有田市下中島87番地	株式会社森鷗卵場 和歌山支店 有田市下中島87番地

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字倉谷104の2、105の6から105の8まで、字上浦189の1、191、192の1、192の2、193の1、193の2、195、196の3、221の3、223の2、223の9、224、231の1から231の3まで、232、233の1、236の2、244、246の1、246の3、字中蔵263

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1557号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字寺尾3410の1・3411（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3412

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1559号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第1号漁業者の同意について、同法第105条の2第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
あわび須江	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町須江	あわびをとる漁業

和歌山県告示第1558号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1560号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

トルの地点

1 埋立免許を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県新宮市三輪崎一丁目2891番地、和歌山県新宮市字鈴島2870-1番地及び和歌山県新宮市字久嶋2868-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成19年春分の満潮位(DL+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点 新宮港北防波堤北灯台(北緯33度40分36.60秒、東経135度59分20.70秒)から26度17分07秒672.80メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から270度32分04秒26.50メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から00度32分05秒70.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から90度32分02秒15.60メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から00度32分05秒30.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から90度32分03秒19.38メートルの地点

(3) 面積

2,659.79平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県新宮市三輪崎一丁目2891番地、和歌山県新宮市字鈴島2870-1番地及び和歌山県新宮市字久嶋2868-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び(a)の地点と(b)の地点を結ぶ平成19年春分の満潮位(DL+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (a)の地点 基準点 新宮港北防波堤北灯台(北緯33度40分36.60秒、東経135度59分20.70秒)から26度30分46秒585.10メートルの地点
- (b)の地点 (a)の地点から270度32分05秒140.49メートルの地点
- (c)の地点 (b)の地点から00度32分06秒180.00メートルの地点
- (d)の地点 (c)の地点から90度32分06秒184.98メー

(3) 面積

31,058.35平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成20年12月2日

和歌山県告示第1561号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
- (2) 名称 由良町
- (3) 代表者住所 和歌山県日高郡由良町大字衣奈171番地
- (4) 代表者氏名 由良町長 畑中雅央

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字中筋663番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から2の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物との境界線、2の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点から10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位における公有水面と既設工作物との境界線、及び10の地点と1の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位における、公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 和歌山県日高郡由良町大字小引、四等三角点 黒山(北緯33度58分38秒 東経135度05分41秒)から323度36分42秒649.79メートルの地点
- 2の地点 1の地点から314度08分11秒8.83メートルの地点
- 3の地点 2の地点から250度02分39秒3.00メートルの地点
- 4の地点 3の地点から160度02分39秒3.10メートルの地点
- 5の地点 4の地点から250度02分39秒61.18メートルの地点
- 6の地点 5の地点から340度02分39秒3.10メートルの地点
- 7の地点 6の地点から250度02分39秒0.82メートルの地点

<p>8の地点 7の地点から160度02分39秒12.78メートルの地点</p> <p>9の地点 8の地点から250度02分39秒23.00メートルの地点</p> <p>10の地点 9の地点から158度29分11秒10.98メートルの地点</p> <p>(3) 面積 1,458.79平方メートル</p> <p>3 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位置 和歌山県日高郡由良町大字小引字中筋633番2から、同町大字小引字田子谷579番1に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各地点を順次結んだ線及びへの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イの地点 和歌山県日高郡由良町大字小引、四等三角点 黒山（北緯33度58分38秒 東経135度05分41秒）から325度46分00秒630.58メートルの地点</p> <p>ロの地点 イの地点から223度00分00秒115.00メートルの地点</p> <p>ハの地点 ロの地点から232度00分00秒22.00メートルの地点</p> <p>ニの地点 ハの地点から339度00分00秒100.00メートルの地点</p> <p>ホの地点 ニの地点から4度00分00秒70.00メートルの地点</p> <p>への地点 ホの地点から40度00分00秒40.00メートルの地点</p> <p>(3) 面積 13,785.26平方メートル</p> <p>4 埋立地の用途 漁港施設用地</p> <p>5 公有水面埋立免許年月日 平成20年12月2日</p>	<p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項 この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年1月7日（水）現在において、次の要件を満たしている者とする。</p> <p>(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。</p> <p>(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。</p> <p>(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。</p> <p>(5) 3の（1）のロに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。</p> <p>(6) この契約の目的物である機器等を、県に貸借することができる者であること。</p> <p>3 資格審査申請書類及びその配布方法等</p> <p>(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>ア 競争入札参加資格審査申請書</p> <p>イ 事業経歴書</p> <p>ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>エ 印鑑証明書</p> <p>オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書）</p> <p>カ 使用印鑑届</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 誓約書</p> <p>ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）</p> <p>コ 和歌山県が示す仕様書に準拠する提案書</p> <p>サ 担当技術者経歴書</p> <p>(2) (1)のウからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な競争入札に係る資格を有する書面を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年12月12日（金）から平成21年1月7日（水）までの月曜日と平成20年12月30日（火）から平成21年1月4日（日）までを除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成21年1月6日（火）までの月曜日と平成20年12月30日（火）から平成21年1月4日（日）までを除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図</p>
<p>和歌山県告示第1562号</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県学習情報提供システム機器等の借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。</p> <p>平成20年12月12日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p>	
<p>1 調達物品 和歌山県学習情報提供システム機器等 一式</p>	

書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番地38号

和歌山県立図書館 2階 講義・研修室

(2) 日時

平成20年12月19日（金）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月24日（水）から平成21年1月7日（水）までの月曜日と平成20年12月30日（火）から平成21年1月4日（日）までを除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番地38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年1月14日（水）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年1月21日（水）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年1月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度和歌山県学習情報提供システム機器等の借入れについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県学習情報提供システム機器等 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 設置及び納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館文化情報センター

(5) 納入期限

平成21年2月28日（土）

(6) 借入れの期間

平成21年3月1日（日）から平成26年2月28日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

平成20年和歌山県告示第1562号に規定する和歌山県学習情報提供システム機器等の借入れに係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成20年12月12日（金）から平成21年1月7日（水）

までの月曜日と平成20年12月30日（火）から平成21年1月4日（日）までを除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年1月6日（火）までの月曜日と平成20年12月30日（火）から平成21年1月4日（日）までを除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 2階 講義・研修室

(2) 日時

平成20年12月19日（金）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 2階 講義・研修室

イ 入札日時

平成21年1月30日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年1月30日（金）午前11時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当す

る入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定

により、平成20年10月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年12月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県農業大学校	平成20年10月24日
和歌山県立笠田高等学校	"
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	"
和歌山県立紀北工業高等学校	"
和歌山県立伊都高等学校	"
和歌山県立箕島高等学校	"
和歌山県立有田中央高等学校	"
和歌山県立耐久高等学校	"
和歌山県立たちばな支援学校	"
和歌山県立みはま支援学校	"
和歌山県かつらぎ警察署	"
和歌山県橋本警察署	"
和歌山県有田警察署	"
和歌山県東京事務所	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成20年10月29日、同月30日及び同月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年12月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成20年10月29日
有田振興局総務企画室	平成20年10月30日
有田振興局健康福祉部	"
有田振興局産業振興部	"
有田振興局建設部	"
紀中県税事務所	"
和歌山県農林水産総合技術センター	"
和歌山県湯浅警察署	"
伊都振興局総務企画室	平成20年10月31日
伊都振興局健康福祉部	"
伊都振興局産業振興部	"
伊都振興局建設部	"
和歌山県立紀の川高等学校	"

2 監査の結果

(1) 指摘事項

伊都振興局建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底された。

(2) 懸案・改善事項

和歌山県税事務所

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果、平成19年度末における収入未済額（個人県民税を除く。）は約7億5,167万円と前年度末に比し、約1億250万円の減少となった。

今後、継続的な交渉や広範かつ徹底した資産調査等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図るとともに、税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税の未収金（大口で悪質なもの）については、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく、県の直接徴収を継続実施する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

有田振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金（元利合計）については、平成19年度末で約302万円の未収金となり、前年度末に比し約18万円の減少となっている。

今後、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約1,124万円となっており、前年度末に比し約106万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

有田振興局建設部

土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成19年度末で約743万円となっており、前年度に比し約84万円増加している。

今後、未収金の回収に向け、連帯保証人への

督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使された
い。

紀中県税事務所

県税の収入確保について、平成19年度末における
収入未済額（個人県民税を除く。）は、約1億200万
円と前年度に比し約1,429万円の減少となっている。

また、個人県民税については、悪質な案件を地方
税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づ
く徴収引継ぎを関係市町から受けるなど、努力の結
果、徴収率が、前年度に比し2.7%改善されているが、
税源移譲により、約8割調定額が増加し、その結果、
未収額は約39百万円増加している。

今後も、継続的な交渉、資産調査等の徹底により、
滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な
滞納整理を実行し、収入未済額の縮減に一層努力さ
れ、厳正な債権管理に努められたい。

伊都振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、
平成19年度末で約750万円の未収金となっており、
前年度末とほぼ同額である。

今後も、戸別訪問等徴収に向けた取組を積極的
に行い、組織的な債権管理に努めるとともに、新
規未償還金の発生防止のため、貸付時における償
還指導を徹底されたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成19
年度末で約253万4千円（1名1件）となっている。

今後も、橋本市との連携を図りながら、債権管
理を徹底し、未収金の整理に努められたい。

伊都振興局建設部

土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成19
年度末で約303万1千円となっており、前年度に比し
約26万7千円増加している。

今後も、連帯保証人への督促、法的措置の適用等
により未収金の回収に努めるとともに、さまざまな
方策を本庁と協議しながら進められたい。

(3) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であ
ると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項につい
ては、その都度注意を行った。